

西東京市第2次みどりの基本計画進捗状況等管理表

※評価：A：計画通り順調に進んでいる、B:計画にやや遅れが出ているが、進んでいる、
C:計画に大きく遅れが出ているが、進んでいる、D:未実施、全く進んでいない

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課	令和6年度の取組状況	評価*	令和6年度以降の予定 継続,変更,終了	令和7年度の取組予定
	記入例	緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。	広報周知について充実を図る	みどり公園課	令和5年度後半に西東京市緑と花の沿道推進事業補助の市報や市HPの記事リニューアル、チラシ作成、SNSへの掲載等、広報活動の刷新を図ったが、引き続きリニューアルした広報内容に基づいた充実した広報活動を行った。	A	継続	制度を広く周知するため、更なる広報活動の拡充を図る	
みどりをまもる										
屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全										
1		特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定	都市緑地法に基づき、豊かなみどりを未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定する制度として特別緑地保全地区や緑地保全地域などがあります。市内には2か所の特別緑地保全地区、2か所の緑地保全地域が指定されています（令和5（2023）年現在）。これらの制度を引き続き活用し、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組むとともに、歴史文化や環境、防災面等での価値の評価を含めて、新たな指定を行う際の効果検証を行います。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。		みどり公園課					
2		文化財の指定や登録	市内には貴重な文化財が残されており、国指定のものとして下野谷遺跡や玉川上水、小金井（サクラ）などが、東京都指定のものとして田無神社本殿・拝殿などが、その他市指定の文化財として社寺や樹木などあります。また、国登録文化財の建物もあります。文化財にはみどりと一緒に多くのものが多く、歴史文化資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。		社会教育課					
3		保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定	大きく成長した樹木や、連続的に形成されたみどりは、地域にとって特徴的なみどりの空間を形成します。こうした一定の高さや規模を満たした樹木・樹林・生垣については、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、その維持管理に対する支援を継続します。特に保存樹木・保存生垣については指定件数が減少する傾向にあるため、制度を周知することにより、指定件数の水準の維持・向上に努めます。		みどり公園課					
都市農地の保全										
5		生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市内にある貴重な都市農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、緑地として周辺の気温を下げてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、まちの景観資源として存在価値を発揮します。また、防災機能としては災害時の一時避難場所としても機能するほか、台地上では雨水涵養機能を、河川付近では遊水機能をもつなど多面的な機能を有しています。このような都市農地を保全していくために、生産緑地制度・特定生産緑地制度を活用するとともに、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進し、都市農地が維持されるように支援します。また、都市計画マスターplanにおける「農住環境共存ゾーン」の位置づけについても考慮して、施策に取り組みます。☒		都市計画課 産業振興課					
6		援農ボランティアとの連携	労働力の不足している農家の手伝いや、農業者と市民との交流、農業への理解を深めもらうことを目的として、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定事業の活用を推進します。		産業振興課					
7		農地貸借の促進	高齢化等により所有者が営農することが困難になってしまっても、農地として維持されるように都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地貸借を促進します。農地貸借を促進するため、安心して貸借できる体制を整える必要があることから、所有者や貸借希望者の情報を整理して双方に情報提供を行いながら、多様な農地の活用を促進します。		産業振興課					

	生物多様性の向上に資する生態系の保全・再生				
8	市民協働での生態系の調査・観測	市民協働での生態系の調査・観測を推進します。例えば、市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が形成されています。石神井川は、湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、生態系が戻りつつあります。こうしたみどり周辺の生き物の生息状況について、石神井川の水生生物調査等を実施しながら観測を続けていきます。		環境保全課	
9	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理に努めます。特に西原自然公園では、生物多様性については現状の環境を維持していくことを目標に、西原自然公園植生管理計画に基づき、市民協働で萌芽更新に取り組むなど、樹林の再生・維持管理に努めています。このような周辺の公園とは異なる機能をもつ公園を、引き続き維持管理します。		みどり公園課	
10	学校ビオトープの維持管理	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池があり、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。けやき小学校では、民間企業や市民団体等と連携し、総合学習の一環として、ひょうたん池のかいばり作業を行いました。自然環境教育と連動させながら、このような活動を継続します。		教育指導課	
11	生態系の拠点となる民有地の保全	屋敷林や雑木林、社寺林などのまとまったみどりの空間は生き物にとって重要な住処となります。適切な手入れを行うことで、多様な環境が創出され、生物多様性を確保することができることから、保存樹木・保存樹林などへの補助制度や西東京市山林保全協定などを活用しながら、このような空間の維持管理に努めます。		みどり公園課	
	協働による公園・緑地の維持管理				
12	指定管理者制度の活用・拡充	一部の公園・緑地の管理においては、指定管理者制度（民間事業者や団体等に公の施設を管理させる制度）が活用されており、この制度を引き続き推進します。制度の利用においては、単独施設ではなく、複数の施設に対して包括的に制度を活用し、地域や事業者が連携しやすいよう配慮します。また、事業者・行政・地域が円滑なコミュニケーションが取れるように体制を構築します。		みどり公園課	
13	ボランティア等との連携による体制の構築	市内各地の公園でボランティアが活動しており、公園管理協力会員としての登録制度や高橋家屋敷林保存会、西原自然公園を育成する会、西東京自然を見つめる会などの団体がいるほか、市民協働で管理する花壇などがあります。これらの活動を引き続き支援するとともに、ボランティア養成講座の充実など、団体やボランティアの育成に向けた取組を実施します。		みどり公園課	

	みどりを整える							
	老朽化した公園・緑地の再整備							
14	老朽化した公園の再整備	市立公園の約4割は、30年以上前に供用開始されたものであり、施設等の老朽化が進んでいます。こうした公園施設について西東京市公共施設等総合管理計画と連携しつつ、施設長寿命化の考え方のもと予防保全型管理にも取り組みながら、老朽化した施設の更新を図ります。大きな公園の再整備にあたっては、市民ニーズを聴取する方法や機会を取り入れて進めます。		みどり公園課				
15	公園機能の再編	市立公園のなかには、周辺地域の人口構成の変化により、設置当時とは地域のニーズが変化したものもあります。魅力的な公園を生み出していくためにも、故障や耐用年数の観点から設備を撤去更新する際には、機能を再編する視点を取り入れて、利用者ニーズや、地域の中の近隣の公園同士の機能分担を考えながら、必要な設備の設置を検討します。 【西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）の際のワーキングや市民アンケート等で提案された方向性】 ○都市農業、食、健康、アート、歴史文化といった多くの市民が関心を持てるような分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくり ○設備の配置ではなく、機能や使い方をベースに設計する公園づくり（植物や動物と触れ合い、生物多様性を感じられる/市民活動や、民間企業の事業フィールドとして活用しやすい/運動やスポーツ、散歩などレクリエーションができるなど） ○使いやすさや扱い手の確保・育成、管理コストなど持続性を内包した公園づくり		みどり公園課				
	街路樹・植栽の再生							
16	街路樹・植栽の適切な維持管理	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、緑陰を作つてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、連続的な景観を形成したり、騒音の障壁や大気汚染の抑制、延焼防止の機能なども有している重要なみどりです。こうした街路樹・植栽について、日常的な交通の安全面に支障をきたさず、道路環境の充実を図れるよう適正な維持管理を行います。		道路課				
	みどりをつくる							
	みどりのネットワークの形成							
17	街路樹ネットワークの形成	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、鳥や虫などの生き物にとって移動経路となる重要な空間であるほか、連続的な空間として景観的な重要性も高く、さらに延焼防止の機能を有しています。また、住宅都市である本市にとって重要なみどりのネットワークとなっています。既存の街路樹網ネットワークを維持するとともに、都市計画道路を中心に新たなネットワークの形成を進めていきます。図		都市計画課 道路課				
18	民有地のみどりのネットワーク形成支援	みどりのネットワークとして、街路樹のほか、民有地の生垣なども連続性をもった重要なネットワークとなります。特に住宅街においては、個人宅の小さな樹木・植栽に関しても、貴重な連続的なみどりとして景観や環境面での効果が高いと考えられ、生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等に対する支援を継続します。		みどり公園課				

公共施設におけるみどりの創出				
19	新たな公園・緑地の整備	公園空白地区については、みどり基金等の活用を図りながら、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地の買取りにあわせた用地取得等により、公園整備を検討します。特に保育施設周辺における公園空白地区の解消につながる場合には、優先的に公園の配置を検討します。また、駅拠点のまちづくりの検討にあたっては、新たなみどりの創出を検討します。		都市計画課 みどり公園課 道路課
20	学校の芝生の維持管理	本市では、一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生の整備が行われています。しかしながら、養生期間は利用できないことや雑草除去についての課題があり、それらの課題について学校や地域などと協力・連携を図りながら、これらの芝生化された空間を維持します。		教育企画課
21	公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進	建築物の壁面緑化や屋上緑化は、ヒートアイランド現象への対策として夏季の建物の冷却効果が期待され、冷房機器の省エネルギー化にもつながります。本市では、エコプラザ西東京で屋上緑化を実施しているほか、琉球あさがおなど緑のカーテンを毎年育成するなど、今後もこうした公共施設における壁面緑化・屋上緑化の取組を推進します。		関係各課
民有地におけるみどりの創出				
22	開発指導における緑化推進	西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づく、開発事業における公共施設等の整備基準により、民間開発時における緑化やみどり基金への金銭納付を促進します。西東京市みどりの保護と育成に関する条例により、一定の範囲で緑地の設置を努力義務として促進します。また、工場立地法に基づき、必要な緑化を誘導します。		みどり公園課
23	都市計画による良好なみどりの景観創出	良好な景観形成や緑地の保全・創出を図るために都市計画と連動します。都市計画マスタープランの施策と連携するほか、地区計画の指定により、地域特性に応じたあり方を検討・推進します。 【本市の地区計画（令和5（2023）年時点）】 ●泉小学校跡地周辺地区地区計画 ●向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画 ●ひばりヶ丘駅南口地区地区計画 ●ひばりが丘地区（ひばりが丘団地地区）地区計画 ●ひばりヶ丘駅北口地区地区計画 ●調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 ●練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画 ●新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画 ●東大生態調和農学機構周辺地区地区計画		都市計画課 みどり公園課
24	緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。		みどり公園課

防災力を高めるためのみどりの創出					
25	グリーンインフラの整備促進	市内には浸水予想区域に掛かる地域があり、こうした地域の被害抑制のため、自然の持つ力を活かすグリーンインフラとして、地形的な要素を踏まえて、適切な場所で緑地を保全・創出していく必要があります。具体的には、豪雨時に、浸水が想定される、石神井川や白子川（暗渠）、新川（暗渠）の周辺において、保水機能がある農地を保全します。また、その外縁の台地上では、河川や下水施設への雨水の急激な流入を緩和するため、雨水の土壤への浸透を助ける樹林地や農地を保全します。また、人工地盤の多い、幹線道路沿いや新たな開発地においては、緑地の創出だけではなく、雨水浸透施設の設置を合わせて促進することで、流入を最小限におさえます。	産業振興課 都市計画課 下水道課 みどり公園課		
	公園の防災拠点としての機能強化	地域の防災設備の配置状況を踏まえながら、必要に応じて、防災設備を公園に設置します。西東京いこいの森公園では、災害用トイレや防災かまどベンチ等の防災施設があるほか、泉小学校跡地につくられた泉小わくわく公園では、避難広場として、防災倉庫、災害用トイレ、防災バーべラ、震災用井戸などを設け、災害に備えています。このように公園における防災機能の強化を展開します。		危機管理課 みどり公園課	
環境や生態系等に配慮したみどりの創出					
27	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の再生	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園づくりを進めます。特に西原自然公園は西原自然公園植生管理計画に基づき、武蔵野の自然の再生を図っている代表的な公園であり、コナラやクヌギなどについて、萌芽更新が進められています。生物多様性については、西原自然公園における現状の環境を維持するとともに、公園・樹林地・農地・水辺の保全事業と連携を図ることで、生物多様性をより豊かにすることを目指します。また、自然の起伏を活かした小道の整備、森林浴をすることができる貴重なレクリエーション空間（フィールドミュージアム）を形成することを目標に公園づくりを進めます。	みどり公園課		
	地域特性に応じた樹種選定	生態系に配慮した緑化の推進のため地域住民の声を聞き、周辺の環境や地域特性を踏まえ、在来種・地域性種苗等から市民に親しまれている植物まで、地域や場所の特性に合わせた多様なみどりを整備します。また、本市においては、ケヤキとハナミズキを市の木として指定していることから、街路樹・植栽や公園内の樹木植栽等の整備においては、市のシンボルとして、こうした樹種の活用も検討します。		みどり公園課	

みどりを活かす							
公有地のみどりの多面的機能の活用推進							
29	公園はみどりとして存在しているだけでなく、地域での防災訓練などの防災・減災機能や、お祭りや健康づくりの活動、レクリエーション活動といった生活面での機能を有しています。こうした多面的な機能について活用を図ります。 また、市立公園の約7割が500m未満の小さな公園となっています。西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）に基づき、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら活用を図ります。市民がやってみたい企画（アイデア）を市民自身が実現することを支援するため、市に企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図ります。	公園の多面的機能の活用	みどり公園課				
30		河川空間の活用	みどり公園課				
31		公園の利活用活性化のための活動の促進	みどり公園課				
民有地のみどりの活用促進							
32	樹林地の活用	みどり公園課					
	西東京市山林保全協定の継続	みどり公園課					

健康づくり・レクリエーションとしてのみどりの活用				
33	レクリエーションとしてのネットワークの活用	みどりの散策マップを公開し、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路づくりに努めます。「樹林」「農」「歴史」「地形」「水」などテーマに応じた散策路を設定し、多様な人々の関心を引寄せ、誇目性を高めます。散策路上にある都立公園や狭山・境緑道（多摩湖自転車歩行者道）などは、みどりのレクリエーションのネットワークの一つとして、東京都と連携して活用を図ります。		みどり公園課
34		都市農地の多面的機能の一つである、農業を通じた交流では、市民農園や農業体験農園などで、市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、農に親しみ、都市農地の価値についての理解を深める機会となっています。都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の活用により、農業者が開設する市民農園・農業体験農園の支援を行うほか、情報発信をサポートし、活用を促進します。景観としての都市農地に着目し、市の魅力発信PRの素材として活用を図ります。		産業振興課
35		市役所庁舎など多くの人が集まる施設付近では、みどりを活かした景観形成を促進します。公共施設においては各施設管理者において創意工夫し、歩道における花壇の設置や公共施設における壁面緑化など、目に見えるみどりを、人のアクセスが多いスポットで増やすことで、みどり豊かなまちの印象を高めます。		関係各課
36		みどりを活かした循環型社会の構築	せん定枝・草・落ち葉の堆肥化	本市では、平成22（2010）年度より、家庭でせん定した枝や幹、落ち葉を収集し、資源化事業を進めています。収集したせん定枝は、市外で破碎処理され、堆肥有機肥料や家畜の敷料、公園地面の被覆資材（マルチング）などで再利用されます。ごみを減らすだけでなく、資源として循環させる取組を継続します。

みどりを伝える							
みどりのまちづくりの活動の啓発							
37	ボランティア等みどりのまちづくりを支える人材の育成	市内各地の公園・緑地でボランティアが活動していますが、年々高齢化しています。行政手続の負担の軽減に努め、既存の団体の維持存続を支えつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けて、ボランティア養成講座の機会などを活用し、みどりに関する勉強会など、人材育成を図ります。		みどり公園課			
38		みどりに親しみ、みどりのことを考えるきっかけをつくる教育を学校のプログラムの中で展開します。例えば、年間指導計画に位置づけて、農業体験活動を実施したり、市内農産物の学校給食での活用を図ります。また、学校施設における緑のカーテンプロジェクトの実施、石神井川付近の学校では水質や生き物調査などを行ったり、農地が近い学校では農作業体験を行ったりするなどの取組を検討・実施します。		学務課 教育指導課			
39		市内には東大農場や武蔵野大学があり、市内のみどりは研究者や学生の調査フィールドとなっています。これらの研究成果を活かす機会をつくり、市民に共有・還元していく仕組みをつくることで、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図ります。		みどり公園課			
40		みどりのまちづくりを啓発するため、各種企画やイベントを実施します。にしどうきょう環境アワードでの取組の表彰や、農産物等販売会（マルシェ）などで都市農産物のPRなどに取り組みます。 また、親子参加型のイベントを実施し、中長期を見据えて若い関心層の育成を図ります。		環境保全課 産業振興課			
41		市民が緑化活動に参加する際に活用できる制度があります。保存樹木・保存樹林・保存生垣への申請や、生垣や花壇の造成・フェンスの緑化等の際に利用できる補助制度の普及啓発に努め、民有地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進します。		みどり公園課			
みどりのまちづくりを進める手法の周知							
	市民が活用できる各種制度の発信						